

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

稼ぐ人は 臼井由妃著、青春出版社刊「ケタ違いに稼ぐ人はなぜ、「すぐやらない」のか?」という本に48の新しいルールが取られています。これはその一部です。

① 万しか稼げない人(以下A)は「即断即決」し、億を稼ぐ人(以下B)は「腑に落ちるまで待つ」

② Aは面倒な「幹事を避け」、Bは率先して「幹事をやる」

③ Aはクレームの「対応」に追われ、Bはクレームを「宣伝・広報」に利用する

④ Aは起業には「資金」が必要だと考え、Bは「アイデア」に出資して貰う

⑤ Aは「やりたいこと」から始め、Bは「できないこと」から手をつける

⑥ Aは「気の合う人」とランチを食べ、Bは「気の合わない人」とランチを食べる。

ヒント

税務 ミニガイド

一定の契約書を作成した場合には、印紙税の納付が必要ですが、印紙税法の契約書とは、契約当事者間において契約の成立、更改、内容の変更等の事実を証明する目的で作成される文書をいい、解約合意書などのように契約の消滅の事実のみを証明する目的で作成される文書は課税対象とはなりません。



燃え盛る春(福島)

天野全税 / オアシス

源泉徴収票の様式改正

□様式改正

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入および国外居住親族に係る書類の添付制度の導入に伴って、給与所得の源泉徴収票の様式が改正されています。

源泉徴収票のサイズは、従来のA6サイズから、倍の大きさであるA5サイズとなっています。

改正された源泉徴収票の様式は、平成28年1月以降に支払われる給与等から適用されていますので、平成28年1月以降の退職者に対して交付する平成28年分の源泉徴収票から新様式となります。

□国外居住親族関係

控除対象配偶者、控除対象扶養家族や16歳未満扶養親族が、国外居住親族（非居住者である親族）に該当する場合には、新設されたそれぞれの「区分」欄に○印を付けます。

また、「非居住者である親族の数」欄が新設され、配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象者となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族および16歳未満の扶養親族のうち、非居住者の方がいる場合には、その人数を記載します。

□配偶者特別控除の対象者

配偶者特別控除の対象となる配偶者について、「適用」欄に、「(1)その配偶者の氏名、(配特)、非居住者である場合には、(非居住者)」を記載します。

□マイナンバー関係

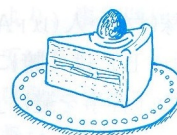
マイナンバー関係については、税務署提出用の源泉徴収票、受給者交付用の源泉徴収票、市区町村提出用の給与支払報告書で、それぞれ記載内容が異なりますので、注意する必要があります。

□税務署提出用

支払いを受ける者の個人番号、控除対象配偶者や控除対象扶養親族の個人番号を記載します。



○テニスで錦織選手が頑張っています。ところで、テニスの得点は、なぜ1、2、3ではなく、0、15、30、40と加算されるのでしょうか。有力な説は時計盤説。テニスのルーツが誕生した当時はスコアボードを時計盤で代用していた。0分、15分、30分、45分と4分割して一つずつ進んでいき、先に一周したら勝ち。45ではなく40にしたのは単に呼びやすいからです。



16歳未満の扶養親族の個人番号は記載しません。

また、支払者の法人番号（支払者が法人の場合）、または、支払者の個人番号（支払者が個人の場合）を記載します。

□受給者交付用

受給者（本人）交付用には、支払を受ける者の個人番号、控除対象配偶者や扶養親族の個人番号、支払者の法人番号または個人番号は一切記載しません。

なお、個人番号は記載されませんので、源泉徴収票をそのまま住宅ローンの審査資料として金融機関に提出しても差し支えないことになります。

□給与支払報告書

市区町村に提出する給与支払報告書には、支払を受ける者の個人番号、控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族、配偶者特別控除の適用を受ける配偶者の個人番号を記載します。

なお、配偶者特別控除の適用を受ける配偶者の個人番号は、「適用」欄に記載することになります。

また、支払者の法人番号または個人番号を記載します。

「生計を一にする」の解釈 —国税通則法・所得税法・法人税法—

「生計を一にする」という用語は、さまざまな税法で用いられています。その目的とする用語の使い方・目的は、各々の税法に則して定義されていますが、今回は、各々の税法におけるこの用語の意味を整理したいと思います。

(1) 国税通則法

基本通達では、「生計を一にする」とは、「納税者と有無相助けて日常生活の資を共通にしていることをいい、納税者がその親族と起居を共にしていない場合においても、常に生活費、学資金、療養費等を支出して扶養している場合が含まれる」とし、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするもの」と定められています。

(2) 所得税法

法第56条では「生計を一にする親族」に支払った対価を必要経費不算入にすといった規定もあり、さらに雑損控除や医療費控除などの所得控除において「生計を一にする親族」の判定が係ってきます。

国税通則法の通達と基本的に同様の内容となっています。特に起居を共にしていない場合で、勤務等の都合で生活費等を送金して扶養している場合をケースとして挙げています。

一方で、国外居住親族に係る扶養控除等については本年1月1日より厳格に扱われるようになり、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」を提出又は提示しなければならないこととされましたので注意が必要です。

(3) 法人税法

法人税法では同族関係者の範囲に係わってくるのが、大きな論点となります。

具体的には、法令第4条の同族関係者の範囲のなかで「生計を一にするこれらの親族」という用語が出てきますが、基本的に国税通則法での解釈をベースにすることになります。

ナマの税務相談室

Q 本日は直接税務には関係ないのですが、我々経理マンとしての常識或いは見識として認識しておくことも必要なことかなと考えていることについてご指導を得たく参りました。

A そうですか。私がお聞きしてお答えできるかどうかですが、わかる範囲で対応させていただきます。

Q 有難うございます。実は私も学生時代の友人仲間と経理実務等仕事一般について月に一度勉強会を持っています。その時に話題になったのはフランスの経済学者トマ・ピケティの所得格差の話です。

A トマ・ピケティのことですか。昨年1月来日されましたね。「21世紀の資本」という本がアメリカでも爆発的に売れ全世界で売れているようですね。所得格差の問題は昨今新聞等で随所に取り上げられていますね。

税と所得格差問題

Q 仰るとおりです。私も所得格差という問題は社会問題でもあるので、会計税務とどのように関係してくるのか興味湧きビ

ケティの本を読みつつ解説書も併読しています。所得格差がなぜ生じたのかはここでは申しませんが、興味を引かれたのは分析に使われた数字が、税務データという歴史的資料を3世紀分収集し15年の歳月をかけて分析したことです。

A そうですね。科学理論的に作り上げられた理論でないので、非常に説得力があると思います。

Q 格差を是正するために富裕層への累進課税を提唱していますし。

A 税金は格差是正効果があること、民主的かつ透明性等にも触れています。富裕層が海外に資産を移すことにも言及し、累進資本課税制度を作り、全世界で同時に課税するような案を大胆に展開していますね。

ナマの税務相談室

親族食事会と株主総会 を兼ねることの通常性

役員に対する退職慰労金の支払い、株主総会承認事項です。会社法では、総会や取締役会などの議事については議事録を作成すべきとし、10年間の本店事務所への議事録備置義務を課し、株主等に議事録閲覧・謄写請求権を付与していますので、遅れたタイミングでも作成しておくべきです。議事録がないため株主総会の開催の有無を訴訟で争うことになった事案があります。

納税者側は、株主総会を開催した証拠として「5:00 家族食事会」との記載のみがある原告役員の手帳を示したのですが、税務署は、同食事会がその役員の誕生日を祝うために開かれたものであり、

その席上で話し合われた内容についてメモ等による記録も取られていないことなどによれば、同食事会は、単なる親族の食事会であったものとみるのが自然かつ合理的であると主張しています。

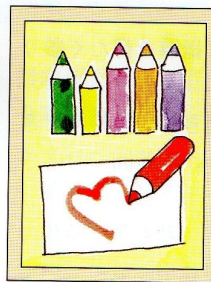
それに対し、開催時に作成した議事録が存在しないからといって、株主総会及び取締役会が開催されなかったということにはならないし、株主は原告役員及びその親族のわずか4人であることに照らせば、親族での食事会における話合いの結果をもって、株主総会としての決議としたことが特段不自然、不合理であるということにはならず、株主全員による決議であることに照らせば、その有効性に

も特段問題はない、というのが、納税者側の主張でした。

裁判は公判法廷にて口頭弁論により主張を闘わせることになっているのですが、税務訴訟の場合、実際は、準備書面を事前に提出し、法定では、準備書面を陳述しますと言うだけで、口頭弁論は終わり、次回日程を決めて、5分で終わるのが通常です。

しかし、本件税務訴訟は、裁判官の訴訟指揮が丁寧で、資料の不足は関係者への尋問により、事実関係を明らかにしていました。その結果、総会及び取締役会はいつも食事会を兼ねて、月に2回ほど開催し、登記が必要なときは司法書士に内容を伝えたくえで議事録作成を委任し、今次的の場合も、総会たる食事会で代表取締役辞任表明と退職慰労金の支給と委細の取締役会への委託決議をしていること、を明らかにしています。

「鞆たもとは漕こぐべし愛あいは奪うばふべし 鷹たか女め」
鞆たもとはブランコのこと。
春の日差しに誘われて、ブランコを漕ぐ。次第に高まりくる気持ちを詠んだ日本女性の力強い句です。元々は、馬を乗り移る、西方の騎馬民族の間で盛んだった遊びです。鞆たもとはまた半仙はんせん戯たわぶともいい、その名付け親は玄宗皇帝。楊貴妃もブランコで遊んでいたのかも。
4日清明、20日穀雨。



夢を持つことを恐れてはいけません。
大胆になるのです。
夢に酔うことは決して罪悪ではありません。

(実業家 稲盛和夫)

4月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 3月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く) ○ 2月決算法人の確定申告 ○ 8月決算法人の中間(予定)申告 	11日 15日 5月2日 々々 々々 (地方条例による)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3月分個人住民税特別徴収分の納付 ○ 給与支払報告に係る異動の届出 ○ 2月決算法人の確定申告 ○ 8月決算法人の中間(予定)申告 ○ 非課税法人の住民税均等割の申告 ○ 軽自動車税の納付 ○ 固定資産税、都市計画税の納付 ○ 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。